

査するに、暎夷の伯徳令を摘回せしむるの一案は、すて經に貴司より転詳して具題せしめ、勅諭もて査辦せしむるを蒙る。此れ、誠に皇恩の浩蕩、憲徳の周詳にして、①感激地無き者なり。但だ伯徳令は旧に依りて逗遛し、尚お未だ摘回せず。此れが為に、特に王舅の馬克承・正議大夫の梁必達・都通事の阮宣詔等を遣わし、另に咨文を捧げて貴司に投請し、督撫兩院に転詳せしめ、聖猷もて迅やかに伯徳令をして回国せんことを奏請せしむるの外、理として合に咨覆すべし。此れが為に②備に貴司に咨す。請煩③わくは査照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊二年（一八五二）八月初三日

注*本文書は〔別鎌一三二〕の咨覆であるが、要約されている。

（一）感激地無き者なり 立つていられないほどに感激する。非常に感激すること。

別鎌 -16

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、伯徳令をめぐる内外情勢（伯徳令の威嚇的挙動、善威理の巴麥尊書簡提出と首里城への恣意的入城、伯徳令の布教活動を認めよとの英国外務大臣の国書到来、琉球臣民の不安と救援要請使節派遣の切なる願望）を受けとめ、再度請諭使を派遣し伯徳令退去方について尽力を請う旨の咨文

（咸豊二一八五二、八、三）

琉球国中山王世子尚（泰）、咨請する事の為にす。

窃ひそかに照らすに、敝国は海隅に僻とど処し、原もとより城郭の險、營兵の守無ければ、仰いで天朝の徳威に仗たり、永く昇平の福を享うけんとす。詎しからざりき、道光二十六年に於て暎夷の伯徳令は眷属人等を携えて国に到り佔住する有り。曷しばしば々經に咨もて転詳して、皇猷もて迅やかに該国をして船を遣わし撤回せしむるを奏請せんことを求む。但ただ今に至るも尚お未だ撤回せず。暎船の到来するに逢う毎に、其の帶回するを求めも、並たえて依允よする無し。該伯徳令は意を任まかして逗遛し、今、七年を計かぞう。凡そ敝国の風土・人情・山川の扼要は皆、其の窺探を被うり、常に球地の貧弱なるを欺り、語言を出して驚嚇するに非あざれば、即ち大いに鴟張はを肆まかするを為し、日に滋々靖まんぜず。且つ暎船は絡繹をとして絶えず、覬覦あして測る莫し。曷なぞ憂慮に勝えんや。

乃お咸豊元年十二月十七日に至りて、暎国の火輪船一隻到来する有り。当即に官に飭して其の来歴を訊わしめたるころ、通事の華人黄霖の口称に拠るに、本船の督領の善威理は、暎国の軍機大臣にして外務事宜を総辦するの宰相を特授されたる頭等巴圖魯世襲侯爵巴の憲笏を捧げ到り、王宮に到りて大臣に交給せんとす、とあり。当即に官に飭して再三他の公廨に在りて之れを交するを懇請せしむるも、該夷は大いに怒りて允わす。即ちに兵卒を提い、威を揚げ武を耀かして地方を騒動し、脅すに閔を斬りて宮に入るを以てす。敵国は力の防ぐべき無ければ、乃ち群臣と啼泣し、其の突入するに任せたり。該夷は即ち文書を將て官に交して取領せしめ、囁むに好生に伯徳令を照看するの事情を以てし、仍つて兵卒を提いて回りに去く。

当即に其の文を披閱するに、内に云えらく、伯徳令は接取して籍に返すべからず。将来、兵船をして随時に往来せしめ、其の保護を為さしむれば、宜しく該令を待するに賓主の礼を以てすべし。若し輕慢凌辱する有れば、勢い必ず大暎国の義怒を激成すべし。凡事、応に其の意に任せて挙動するを准すべし、等の因あり。該船は二十八日に於て帆を揚げて開去せり。

嗚呼、海外の小邦は狡猾の侵凌する所と為る。其の辱めは言を以て尽くし難し。且つ拳国の臣民は暎夷の宮に入るを聞知して、山を環り野を匝りて、来たりて僉謂う。琉球は代々貢職を供し、世々天恩に沐し、海浪揚がらず、烽烟起こらず、人民は無事に安

んずるの天を得る。乃るに暎夷の横行すること此の如ければ、誠に憂起こり倉卒にして社稷保ち難きを恐る。使臣を遣わし、閔に到りて委曲哀請せしめ、其れをして救援を求めしめんことを乞う、と。臣民仰ぎ望み、衆口詞を一にす。

又、本年五月の間、接貢船の国に回るに因り、暎国の外務を専理するの宰相を欽命せられたる世襲公爵克は文書を伯徳令に寄送し、転通して前來せしむる有り。其の文に云えらく、琉球は伯徳令を接待すること一に国人の如くし、歧視するを得ざるべし。我が国は四境の内に土客を論ずる無く、俱に意に隨いて道を奉じ礼を行うを准し、稍しも掣肘する無ければ、亟やかに貴境の内にても耶穌教を崇奉し、土客を論ずる無く一律に倣行せしめんことを請う。是れ深く望む所なり。此れが為に照会す、等の因あり。

窃かに念うに、敵国は天朝に納款して以来、歴として文治の化を蒙り、孔孟の道を学習し、頗る人倫の重きを知り、以て国を治め民を安んずるを得る。若し耶穌教を学べば、則ち正学より出でて異端に入り、遂に邪説に惑いて風俗を敗るの弊を開くべし。

又、其の耶穌教を伝えんと欲する者は、実は托名して借端し、隙の乗すべきを窺わんとするなり。是を以て、官に飭して伯徳令に向かい固辞せしめて云えらく、敵国は経伝を学習し、聊か身を修め家を斉うを得る。耶穌教に至りては、是れ人力の兼ねて学び能わざる所にして、人心の嚮往せざる所なり。且つ弾丸の小邦、素より土民の定め有り。土は是れ経史を肄習し、職に任じ事を辦

ず。民は是れ田畝を耕耘し、貢を納め賦を輸す。各々自ら分に安んじ業を執り、尚お力の足らざるを患うれば、別に間居して其の教えを受くべき者無し。大国と一律に論ずべからざるなり。啖船の到来するを俟ちて代りて宰相に書を寄り、其の伝教の議を弭めしめんことを乞う、と。該伯徳令は固執して聴かず。

伏して念うに、皇上は天下もて家と為し、忘れず泄らさず、薄海内外は畏を懐わざる罔し。今、啖夷、胆敢にも肆行し、毫も忌憚する無し。他日、船隻再び来たれば、其の凶暴如何なるやを知らず。耶穌教の一案に至りては、必ず伯徳令を以て師と為し、広く其の教えを伝えんと欲すべし。若し早きに及んで撤回せざれば、洵に巧謀漸く深くし侵凌益々甚だしくして、国家顛連するは必ず免れざる所となるを恐る。朝夕焦心し、寢食安んぜず。躬ら北關に趨き丹墀に叩首して下情を披瀝し、聖諭もて啖国主に示仰し、船を遣わして撤回せしめ、以て国家を安んぜんことを泣請せんと意欲するも、奈せん、身は藩封を守るに因り、未だ敢えて擅便せず。此れが為に、特に王舅の馬克承・正議大夫の梁必達・都通事の阮宣詔等を遣わし、咨文を齎捧して二号貢船に配搭し閩に到りて投請せしむ。

統べて祈るらくは、貴司より督兩院に転詳し、情に拠りて具題せしめ、仰いで皇猷もて欽差大臣の両広督部堂に勅諭して妥為く查辦せしめ、該国をして迅やかに船隻を撥して伯徳令並びに眷属人等を接取し、籍に帰らしめんことを請う。則ち海邦、永く奠ま

りて安靖し、皇恩・憲徳を無疆に感戴せん。理として合に咨請すべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは查照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豊二年（一八五二）八月初三日

- 注*本文書と関連する資料として、英国国立公文書館（The National Archives (TNA)）所蔵の外務省文書には、咸豊二年（一八五二）七月二十五日付の「琉球王府からベッテルハイム宛文書 (FOI7-199-14)」（原本、中山府総理大臣尚大讓・府政大夫馬良才等が出した啓）がある。本文書にはイギリス外務大臣克蘭敦（クラレンドン）から咸豊二年五月にベッテルハイムへ寄送した文書について記載されているが、同史料はそれを受けて王府がベッテルハイムへ出した文書と思われる。また、同内容の文書は『伯徳令其他往復文』（沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫）、『琉球王国評定所文書』（一八〇四号「伯徳令関係並びにベリ―艦隊関係漢文往復文書」一六）にも収録されており、ベッテルハイムによる英訳が『沖縄県史 資料編22 The Journal and Official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim 1845-54 Part II (1852-54)』一六三頁 Chinese Original No.141 に於ける。
- (1) 城郭の險 城の防御。
 - (2) 營兵の守 兵士の守り。
 - (3) 昇平の福 昇平は太平。世の中がおだやかに治まっていること。平和な世であることの幸福。
 - (4) 佔住 佔は占に同じ。ほしいままに居住する。
 - (5) 依允 承知する。したがう。

- (6) 阨要 阨は険に通じる。地勢がけわしくて、敵を防ぐのに都合のよい所や要所となる所。
- (7) 窺探 うかがいさぐる。隙を窺う。
- (8) 絡繹として絶えず 絡繹は引き続く。「絡繹として絶えず」は往來が続いて絶えないさま。
- (9) 善威理 シヤドウエル。チャールズ・フレデリック・アレクサンダー・シヤドウエル (Charles Frederick Alexander Shadwell)。一八一四〜一八八六年。英国海軍提督。一八五〇年にスフィンクス (Sphinx) 号の船長 (中佐) となり、咸豊元年十二月に來航、ペリー以前に首里城に強行入城した。
- (10) 公廨 官庁。役所の建物。
- (11) 啼泣 涙を流して泣くこと。
- (12) 輕慢凌辱 輕慢は人をかるんじ、おごりたかぶること。凌辱は人をあなどり、はずかしめること。
- (13) 義怒 公正な怒り。「義怒を激成す」は怒りをいっそう激しくする、義憤を激しくかりたてる、の意。
- (14) 凡事 万事、すべての事。
- (15) 倉卒 突然に、の意。
- (16) 委曲哀請 委曲は委細。説明などを詳しくして哀願すること。
- (17) 衆口詞を一にす 衆口は多くの人の言うところ。世間。「衆口詞を一にす」は、人々が言葉を一にする。世間の意見が一致する。皆、同様に言う、の意。
- (18) 克 克蘭敦 (クラレンドン)。第四代クラレンドン伯爵ジョージ・ウィリアム・フレデリック・ヴィリアーズ (George William Frederick Villiers, 4th Earl of Clarendon)。一八〇〇〜一七〇年。ホイッグ党 (自由党) 政権下で閣僚を歴任した。一八五三〜五八年、六五〜六六年、六八〜七〇年の三期にわたって外務大臣を務めた。
- (19) 転通 転は取り次ぐ、通は送ること。転送。
- (20) 一に国人の如くし ひとすら自国民のように取り扱ってすべて琉球国民と同様に待遇する、の意。
- (21) 歧視 差別。
- (22) 土客 土民と客人。自国民と外来者の意。
- (23) 倣行 ならいおこなう。倣はならう、まねる。
- (24) 納款 外国や異民族が友好を申し入れること。進貢に同じ。
- (25) 文治の化 武力によらず専ら文教をもって政治を行うこと。
- (26) 孔孟の道 孔子と孟子の説いた教え。儒教。
- (27) 耶穌教 キリスト教。なお、天主教をカトリック、耶穌教をプロテスタントに区別することもあるが、いずれもキリスト教。
- (28) 托名 名目をこじつける。託名に同じ。托はかこつける、口実にする、の意がある。
- (29) 経伝 「経」は聖人のあらわした書、「伝」は経を注釈した書物。経書とその解釈書。
- (30) 嚮往 その方向に心が向いていくこと。なびきゆく。崇拜する。
- (31) 經史 経書と歴史書。
- (32) 肄習 学習する。
- (33) 貢を納め賦を輸す 貢物を納め税を納める。賦は賦税。
- (34) 業を執り 仕事をして。
- (35) 間居 閑居に同じ。何もせず虚しく家に居ること。暇なこと。
- (36) 薄海 広大な地域、全世界。
- (37) 畏を懷わざる 畏はうやまい、かしこまる。「畏を懷わざる 罔し」は、(皇帝が全世界を一家のようにみなし、何事も漏らさず恩徳を施している)ので、世界中が) 敬服せずいられない、の意。
- (38) 胆敢 大胆不敵、の意。
- (39) 肆行 勝手気ままに行うこと。

別録 -17

- (40) 巧謀 悪巧み。だまして人を陥れようとする計略。
- (41) 侵凌 他人をおかし辱める。他人の領分に無断で入り込む。
- (42) 朝夕焦心 焦心は思い悩みあせること。「朝夕焦心」は朝晩心を痛めている。

(43) 暎国主 イギリス国王。この時期の国王はヴィクトリア女王である(在位一八三七〜一九〇一年)。

(44) 示仰 指示して通達すること。命令する。

(45) 泣請 泣いて訴える、泣いて要請する。

(46) 擅便 勝手に処理すること。「未だ敢えて擅便せず」は、文書の末尾に用い、上司の決裁を求める際の慣用語。

(47) 皇恩・憲徳を無疆に感戴せん 無疆は極まりがないこと。皇帝や上司の大きい徳は限りなくありがたく思う、の意。

福建布政使司より琉球国中山王世子尚泰あて、咸豊二年の王世子の咨文(伯徳令をめぐる内外情勢報告、請諭使馬克承等の派遣通知)を拝受、督撫へ転詳して対応処置を講ぜしめ、咸豊二年の季芝昌らの上奏に対する寄信上諭を送付する旨の咨覆(咸豊三《一八五三》、五、一)

福建等処承宣布政使司、咨覆する事の為にす。

請諭正使の王舅馬克承・副使の正議大夫梁必達等、稟もて繳めたる貴国王世子の咨を案拠したるに(以下の如く)開せり。

窃かに照らすに、敝国は海隅に僻処し、原より城郭の險、営兵

の守無ければ、仰いで天朝の徳威に仗り、永く昇平の福を享けんとす。詎らざりき、道光二十六年に於て暎夷の伯徳令は眷属人等を携えて国に到り佔住する有り。晷々経に咨もて転詳して、皇猷もて迅やかに該国をして船を遣わし撤回せしむるを奏請せんことを求む。但だ今に至るも尚お未だ撤回せず。暎船の到来するに逢う毎に、其の帯回するを求めると、並えて依允する無し。該伯徳令は意を任にして逗遛し、今、七年を計う。凡そ敝国の風土・人情・山川の扼要は皆、其の窺探を被り、常に球地の貧弱なるを欺り、語言を出して驚嚇するに非ざれば、即ち大いに鴟張を肆にするを為し、日に滋々靖んぜず。且つ暎船は絡繹として絶えず、覬覦して測る莫し。曷ぞ憂慮に勝せんや。

乃お咸豊元年十二月十七日に至りて、暎国の火輪船一隻到来する有り。当即に官に飭して其の来歴を訊わしめたるころ、通事の華人黄霖の口称に拠るに、本船の督領の善威理は、暎国の軍機大臣にして外務事宜を総辦するの宰相を特授されたる頭等巴圖魯世襲侯爵巴の憲節を捧げ到り、王宮に到りて大臣に交給せんとす、とあり。当即に官に飭して再三他の公廨に在りて之れを交するを懇請せしむるも、該夷は大いに怒りて允わず。即ちに兵卒を捉い、威を揚げ武を耀かして地方を騒動し、脅すに閔を斬りて宮に入るを以てす。敝国は力の防ぐべき無ければ、乃ち群臣と啼泣し、其の突入するに任せたり。該夷は即ち文書を將て官に交して取領せしめ、囑むに好生に伯徳令を照看するの事情を以てし、